

令和3年8月

令和3年8月11日からの大雨により被害を受けられました皆さまへ

日本ワイド少額短期保険株式会社

令和3年8月11日からの大雨により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っております。

【災害救助法適用に伴う特別措置について】

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様を対象に、更新契約のお手続きならびに保険料のお支払いにつきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は弊社担当窓口までご連絡下さい。

事故受付専用ダイヤル：0120-519-482（24時間365日対応）

弊社担当窓口：0120-767-081（平日9:00～17:00）

災害救助法の適用地域

対象地域	法の適用日	被害の状況	備考
【長野県】 岡谷市 （おかやし） 諏訪市 （すわし） 上伊那郡辰野町 （かみいなぐんたつのまち） 木曽郡上松町 （きそぐんあげまつまち） 木曽郡王滝村 （きそぐんおうたきむら） 木曽郡木曽町 （きそぐんきそまち）	8月15日	8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

<p>【島根県】 江津市 (ごうつし)</p>	<p>8月12日</p>	<p>8月11日から大雨により、</p>	<p>災害救助法施行</p>
<p>邑智郡川本町 (おおちぐんかわもとまち) 邑智郡美郷町 (おおちぐんみさとちょう)</p>	<p>8月13日</p>	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>令第1条第1項 第4号適用</p>
<p>【広島県】 広島市(全区) (ひろしまし) 三次市 (みよしし) 安芸高田市 (あきたかたし) 山県郡北広島町 (やまがたぐんきたひろしま ちょう) 【福岡県】 久留米市 (くるめし) 八女市 (やめし) みやま市 (みやまし) 【佐賀県】 武雄市 (たけおし) 嬉野市 (うれしのし) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 【長崎県】 雲仙市 (うんぜんし) 南島原市 (みなみしまばらし)</p>	<p>8月12日</p>	<p>8月11日から大雨により、</p> <p>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用</p>

以上